

## 船橋市教育課程に関する社会科副読本編集委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育における教育課程等に関わり、特に小学校中学年社会科における地域学習のための社会科副読本編集委員会について、必要な事項を定める。

### (実施)

第2条 社会科副読本編集委員会は、社会科学習のよりどころとなる副読本について年度ごとの改訂と発刊を必要とすることから、毎年度総合教育センター所長が招集する。

### (所掌事務)

第3条 第2条に規定する社会科副読本編集委員会において、研究と改訂を実施し、社会科副読本「わたしたちの船橋」を作成する。

### (社会科副読本編集委員)

第4条 第2条に規定する社会科副読本編集委員会は、市立小・中・高・特別支援学校の教職員、その他教育長が必要と認める社会教育機関の職員・学識経験者等のうちから、教育委員会が委嘱した社会科副読本編集委員をもって組織する。

2 社会科副読本編集委員会は、運営上必要に応じて、学識経験者、その他教育長が必要と認める者を、講師または助言者として要請することができる。

3 社会科副読本編集委員の任期は、委嘱した日からその年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 社会科副読本編集委員は、再任することができる。

5 社会科副読本編集委員は、委嘱又は任命当時の職を離れたときは、その任を解くものとする。

### (庶務)

第5条 社会科副読本編集委員会の庶務は総合教育センターにおいて処理する。

### (公務災害補償)

第6条 社会科副読本編集委員会の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて取り扱うものとする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、社会科副読本編集委員会の運営に関し必要な事項は、総合教育センター所長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。